

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

賀詞交換会・新年宴会・新入会員歓迎会開催予定  
◇賀詞交換会 日時：2022年1月11日(火) 15時30分  
会場：ロイヤルホールヨコハマ  
◇新年宴会・新入会員歓迎会 日時：2022年1月11日(火) 17時30分  
会場：ロイヤルホールヨコハマ  
\*新型コロナウイルスの感染状況により、変更となる場合がございます。予めご了承下さい。



神奈川県のアウトライ  
ンと天秤をモチーフに  
した神奈川県弁護士会  
のロゴマークです。

山ゆり  
本年もコロナ禍で「三密を避ける」、「ステイホーム」が言われる日々が続いていたが、休日自宅周辺でゆっくりと過ごす生活にも限界があり、屋外レジャーならと、週末に海釣りに行くようになった▼横浜市内のファミリーにも利用しやすいメジャーな釣りスポットは、同じような考えからか、家族連れも多く、とても混み合っていた。そこで、我が家では、県内ではあるが少し遠出をしている▼そのためのな釣りの場所は、素人のレジャーの釣りなので、釣れるのは小さめの魚ばかりではあるが、食することのできる魚を少々釣ることができ、魚がかかったときのブルブルという手応えを味わえることもあって、続いている気もする▼目の前に広がる海と山、海を行き交う船などを眺めながらの釣りは、室内で籠もりがちな気持ちをリフレッシュさせてくれ、楽しいものであるが、毎週末続くとなると、勝手なもので少しづつ他のことがしたくなる▼早くコロナ禍から解放され、来年こそは、もっと自由に、遠方への旅行などで非日常を感じたいものである。

10月18日、標記の会員向け研修会が開催された。新型コロナウイルス対策として、会場参加とウェビナーを利用したオンライン参加のハイブリッド方式で開催され、合計120名を超える会員が参加した。

近年、民事信託の需要が高まる中、日本公証人連合会の有志で構成する日公連民事信託研究会と日弁連信託センターの共同で信託契約のモデル条項に関する研究会が行われ、その成果として、判例タイムズで本年6月から10月まで5回にわたって「信託契約のモデル条項例—公証人及び弁護士による勉強会を経て提示するモデル条項例—」という連載が掲載された。

本研究会では、本連載を記念して、執筆に関わった日弁連信託センター副センター長の根本雄司会員と日本公証人連合会の文例委員会に所属する原啓一郎公証人が、連載内容について解説を行った。

根本会員からは、本連載の行間を補完する解説がなされ、原公証人からは、信託契約の公正証書作成を行う立場から、代理人が留意すべき点についてのコメントがなされた。また、三井住友信託銀行の成年後見・民事信託分野の専門部長である八谷博喜氏も登壇し、民事信託の設定の際に口座開設を担う金融機関の視点からコメントをした。

弁護士・公証人・金融機関それぞれの立場からの視点を交え、法理論だけではなく実務で直面する問題点について、具体的に解説を聞ける貴重な機会となった。

その他、信託法ならではの目的規定の重要性を知り、目的規定の訴訟における活用方法を知っておくことも、この分野に関わる弁護士に求められるスキルとなっていくことを改めて認識することもできた。

弁護士の場合、財産管理等の依頼を受けて信託契約の組成に関する可

講師の根本会員と原公証人

## 判例タイムズ連載記

# 2時間でわかる信託条項の勘所

## 弁護士必見の信託条項例研修

10月18日、標記の会員向け研修会が開催された。新型コロナウイルス対策として、会場参加とウェビナーを利用したオンライン参加のハイブリッド方式で開催され、合計120名を超える会員が参加した。

近年、民事信託の需要が高まる中、日本公証人連合会の有志で構成する日公連民事信託研究会と日弁連信託センターの共同で信託契約のモデル条項に関する研究会が行われ、その成果として、判例タイムズで本年6月から10月まで5回にわたって「信託契約のモデル条項例—公証人及び弁護士による勉強会を経て提示するモデル条項例—」という連載が掲載された。

本研究会では、本連載を記念して、執筆に関わった日弁連信託センター副センター長の根本雄司会員と日本公証人連合会の文例委員会に所属する原啓一郎公証人が、連載内容について解説を行った。

# 第16回 日韓共同セミナー

## 両国の成年後見制度と民事信託に関する議論交わす

11月1日、国際交流委員会の主催で、当会と韓国の京畿(キョンギ)中央地方辯護士會との共同セミナーが開催された。

両会は、平成15年より相互訪問を続けていたが、世界を覆うコロナ渦の中、昨年韓国へ訪問し開催する予定であった

元々の第16回共同セミナーは中止となった。今回のセミナーを開催するにあたっては、そのリベンジを果たすべく当初は訪韓する希望を抱いていたものの、コロナ情勢が落ち着かないことにより訪韓は断念された。しかし、両弁護士会の国際交流委員会及び執行部の熱意とこれまでの熱い友情を絶やさぬ思いから、初め

ての試みとしてオンラインセミナーにチャレンジすることになったものである。今回のセミナー

は、昨年度に実施予定であった、「日本と韓国の成年後見制度と民事信託」をテーマとして、当会からは高齢者・障害者の権利に関する委員会の根本雄司会員が、京畿中央地方辯護士會からは京畿道広域認知症センターのクオン・ヒョンジョン弁護士が、それぞれ発表を行った。

根本会員からは、日本における成年後見制度の概要の説明がなされた上で、成年後見制度支援信託と支援預貯金に関して詳細な報告がなされたほか、制度上の不備や今後の展望について紹介された。

クオン弁護士からは、韓国の公共後見制度の特徴である、発達障害公共後見、精神障害公共後見、認知症公共後見に関してそれぞれ制度があることや、経済的に後見人の報酬の捻出が困難なために

後見人を選任できない方に対し、国庫から報酬を支払いがなされる国選後見人制度について紹介がなされた。また、韓国の制度が抱える問題点や日本の制度との比較についても各種報告がなされた。

その後、質疑応答では、互いに多くの質問がなされるなど活発な議論が交わされ、両国の成年後見制度に関して深い理解につながることができた。

例年であれば共同セミナーが終了後、円卓を囲み食事を取りながら懇親を深めることが国際交流の醍醐味であるところ、今回はお預けとなってしまう。また、例年2日目に開催している交流サッカー大会も2年連続の中止となってしまった。

しかし、それでも両国の交流の歴史と信頼関係の積み重ねによって共同セミナーを開催することができたことは、両会の交流の歴史において重要な機会となった。

来年度は当会が訪韓する順番となる。コロナの影響が残ることも見込まれるが、どのような状況であれ、両会の意義深い関係性を発展させ国際交流の火を灯し続けていきたい。

(会員 辛 鐘建)

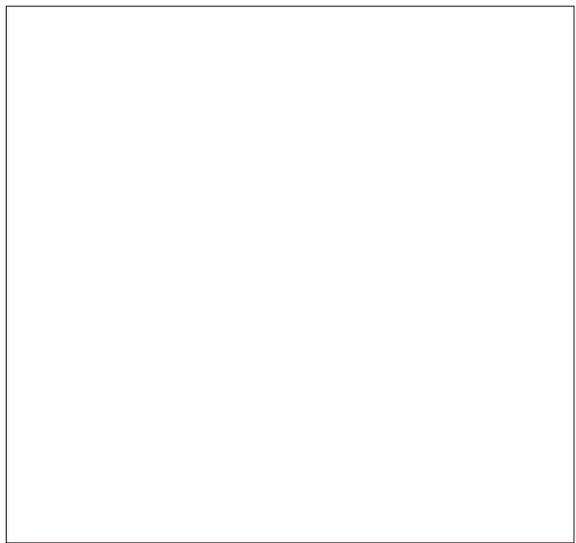
(中島 慶子)



# ハラスメント防止研修 はじめました!

会員 熊澤 美香

今年度の倫理研修では、人権擁護委員会と男女共同参画推進本部から申し入れにより、「ハラスメント防止について」の研修が初めて実施された。研修内容は、2018年度に当会で実施したハラスメントアンケート結果を踏まえた、事例検討とアンケート結果の報告であった。



倫理研修を担当した熊澤美香会員と鈴木兼一郎会員

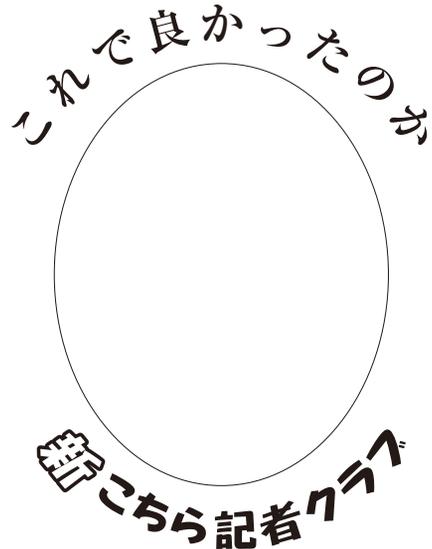
事例検討では、法律事務所での採用面接にあたり、「結婚・出産の予定は?」などの質問をするかどうかの質問点・改善策について、講師2人が、「ボスっぽい本音ベースの弁護士」と「セクハラについて理解の深い弁護士」という設定で、対話形式での解説を行った。対話という点は、講師の演技力の問題か(笑)、賛否両論の反応であったが、内容としては参考になった、わかりやすくてよかった、などの感想をいただいた。

内容全般については、もっとたくさん具体的な事例を聞きたかったとの声も複数あり、来年度以降の改善策としたい。当会として初めての取り組みであったが、多くの受講者から、倫理研修でハラスメント研修を実施することの意義を認めただけだと思ふ。今後もハラスメント防止、相談窓口の周知徹底をしていく必要性を強く感じた研修であった。

司法担当記者になって約半年、みなさまのお力添えを頂きながら様々な裁判を取材してきました。その中で、どうしても忘れられないケースについて書きたいと思います。

た。終盤の被告人質問では、辛うじて小声で「分からない」と応じたり、首を振ったりする場面がありました。

状況に「同情の余地はある」としつつも、犯意の強固さなどを踏まえて懲役8年となりました。被告の犯した罪の重さを考えれば、当然の結果です。ただ法



概要は次のとおりです。被告の76歳女性は、自宅で夫の首をのぎりで切りつけるなどして殺害した罪に問われていました。弁護士側は事実を争わず、情状酌量を求めていました。

らのでないか。長らくもやもやを抱えたままです。会員のみなさんはどう思われるでしょうか。機会があれば、ご意見を伺ってみたいです。

(朝日新聞記者 土屋 香乃子)

## テレビ会議の 恩恵と難しさ

会員 水町 洋介 (新64期)

常議員会  
のいま



テレビ会議の様子

初めて常議員になった。常議員会については、同期や川崎支部の会員から話を聞いたことがあったので、そこでのよう

た。毎回常議員会に出席して思うこと、弁護士会は奥が深い。

然、日本大通りにある弁護士会館に行かなければならないものと思っていた。しかし、蓋を開けてみると、現在は、支部会館での出席でも構わないとのことであった。

常議員会の任期も残り少なくなってきた。これまで全く発言をしていないので、現地・テレビ会議のいずれかであっても、一度くらいは発言しないと、と焦るばかりである。

なく分かっていない。たつもりではあった。しかし、実際に常議員会に出席してみると、弁護士会に関連するあらゆる事柄が議題として挙げられ、また、報告されていることが分かり、改めて常議員会の重要性を感じた。

事務所から近い!これならば、直前まで事務所で行われた常議員会に、川崎支部の会館から参加することとした。

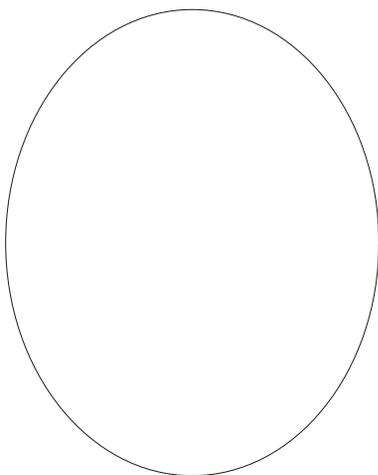
因なのか、支部会館で手を挙げて、それが画面に映っていないことが判明したのである。これは、議題に対する意見が反映されないのでは...と不安に思い、身体を上手く動かしながら、何とか画面に映るように工夫をせざるを得なくなりました。思わぬところでテレビ会議の難しさを実感した瞬間であった。

「副会長になると自分の仕事はできないですよ」とよく尋ねられる。私もそう思っていた。しかし、そうではない。

副会長の一般的な1週間の業務は、①理事者会出席(週1回・午前10時

から午後5時頃まで)、②常議員会出席(月1回・午後2時から午後5時頃まで)、③日直当番(弁護士会にて各種決裁や電話掛け。週1回・午後から)、④担当委員会への出席(リモート参加も可)、⑤その他時々電話掛けや担当委員会に関する事務処理である。

皆様、副会長をやる機会があったら積極的に手を挙げてください。特に若い期の会員の皆様にはお薦めである。その経験が皆様の人生をより豊かなものにしていくこと間違いなし!



副会長 井澤 秀昭

## 副会長やってみよう!

理事者室  
だより

ウム等への出席。十分自分の仕事を行う時間はある。そうだとすれば、副会長をやる理由はない!

副会長の楽しさは、7月号「理事者室だより」で述べたが、その思いは半年経った今でも変わらない。いろいろな人と出会い、人とのつながり、そのありがたさを実感できる。知らなかった弁護士会の仕組みや関心のないこと、知見を深めることができる。できればもう1年副会長をやりたいくらいである。

# 長谷川二チベンの日常 岡山にて人権と歴史を考える

会員 畑中 隆爾

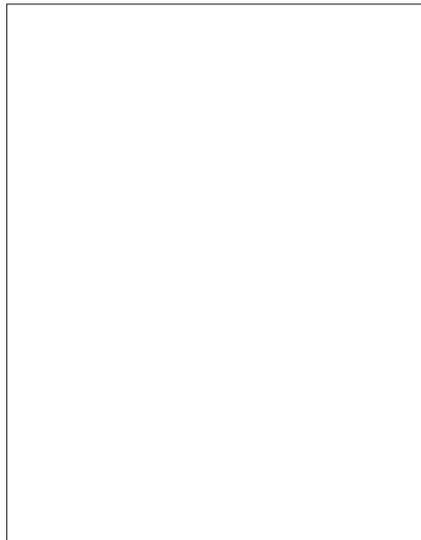
日弁連における最大のイベントは人権擁護大会である。各種人権課題についての調査・研究の成果を発表し、今後に向けての提言や決意を表明する。まさに人権擁護団体としての神髄の発揮の場である。全国各地で行うことにより、日弁連としての活動を各地にあまねく浸透させるという意味もある。

昨日は残念ながらコロナ禍のため中止となったのだが、本年は、10月14日・15日、岡山市において、感染症に注意しながら、無事に開催することができた。私にとっても日弁連事務次長になってからようやく訪れた出張の機会となった。

初日の3つのシンポジウムでは、精神科医療の問題、高齢者の消費者被害の問題、地域行政の問題について、いずれもオンラインを駆使して充実した報告や議論がなされた。

2日目の大会では、5本もの決議・宣言が審議・採択された。私は、超高齢社会における消費者の安心安全な生活に関する決議と、気候危機を回避して持続可能な社会の実現を目指す宣言について、準備段階から関わった。当日もバックヤードに詰め、なかなかの苦勞をしたこともあり、無事な終幕に安堵した。おかげで心置きなく岡山の酒

肴を楽しむことができた。翌日は、天空の城と呼ばれる備中松山城へと足を延ばした。行くのも大変だったが、見応えがあり、歴史に思いを馳せた。その他、備中高松城や吉備津神社にも赴いたし、数々の銅像にも会いに行った。出張の際にいかに見聞を広めるかは、大変重要な個人的テーマなのであり、ようやくそれを少し果たせて、心満ちた気がしたのであった。



備中松山城天守閣前にて

# マインドフルネスを知る／活かす

研修会

10月25日、標記研修会が当会会館とオンラインのハイブリッドにて開催された。講師はMindfulness & Yoga Network代表、日本マインドフルネス学会理事の山口伊久子氏。今回の研修では、マインドフルネスのストレスケアを中心に講義と軽い実践が行われた。

マインドフルネスは米グーグル社が社内研修に用いていることで知られる。2013年頃からメディアで取り上げられるようになり、日本では2015年にNHKで特集が組まれたことで一気にブームになっていくようになった。今では心理療法や社員研修、スポーツ選手のメンタルトレーニング、少年院等の矯正施設での再発防止研修等に用いられるなど、の広がりを見せているという。

講演する山口伊久子氏

講義では、まずマインドフルネスが、

もとは仏教の観察瞑想からきていること、その意味は「今この瞬間に意識を向け、決めつけず、ありのまま五感で感じる」ということである。その後、マインドフルネス状態を、目の前のことを無自覚で体験している状態（オートパイロット状態）や目的に向かうモード（Doingモード）と対比させ、出来事ありのまま受けとめることで（マインドフルネス状態）、自分の捉え方のクセやネガティブな自動操縦モードから距離をとり、思考や感情に巻き込まれずに平静な心で対処できるなどの効用が紹介された。

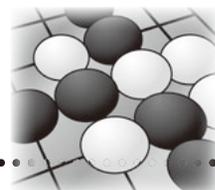
続いて実践編では、参加者は目を閉じ、聞こえてくる音に意識を向け感じるという音のマインドフルネス瞑想と、椅子に座って呼吸を感じるマインドフルネス瞑想を体験した。

そして最後に、講師より、イライラしたり、不安になったときのストレスケアとして、マインドフルネストレーニングを繰り返すことの提案と、仕事や日常生活への取り入れ例が紹介され、質疑応答を経て研修は終了した。参加者は会場8名、オンライン39名であり、会員の心のケアに対する関心の高さがうかがわれた。

(会員 野口 真寿実)

## 囲碁クラブ

### 始動!



世の中のコロナ騒ぎの中、囲碁クラブもご多分に漏れず活動自粛で、まったくもって低調な2年であった。ここにきてようやく緊急事態宣言も解除され、そろりと活動開始である。

囲碁を取り巻く状況は、残念ながら、「天才! 藤井聡太」を擁する将棋界に押されて芳しくない。日弁連囲碁クラブもこのままボンヤリしてしまふのか...と気をもんでいる中で、なんと有望新人2人を見いだした。木南公成6段(72期)と吉水裕貴3段(71期)である。

衝立で感染予防はバッチリ

さっそく、我が会の若手No.1稲垣孝宣6段(68期)、No.2榎本吾郎6段(65期)、そして私と同じ手合いの佐藤利行3段(61期)をお招きして、6人でささやかだが緊急事態宣言解除後初めてとなる囲碁会を開催した。

久しぶりの対面の対局は、やっぱり楽しい。今回は稲垣・榎本両6段が先輩の貫禄を示した結果になったが、新人二人は、間違いなく強い。「2017年以来2度目の全国法曹囲碁大会A・Bアベック優勝もいけるぞ!」と大いに盛り上がった。来年の全国大会が楽しみである。

会員のみならず、囲碁クラブの今後の活躍におおいに注目してください。また初心者向けの入門指導もしているので、少しでも興味を持たれた方

は幹事の三浦まで連絡をください。クラブ活動終了後の飲み会セットで大歓迎します。

(会員 三浦 修)

子供がヒキガエルを捕まえてきた。つづらな瞳が家族を魅了し、皆の人気者である。真冬が近づいてきているが、はたして逃がしてやるべきか。

自然の環境と餌に困らない我が家の軒先のどちらが快適なのだろうか。非常に悩んでいる。

デスク 早川 和孝  
記者 西雄 一郎  
中島 慶子  
高橋 健二  
田淵 大輔  
菅沼 大  
小川 友深

### 編集後記

人生100年時代の「プラス年金」

自営業・フリーランスのみなにプラス!

わたしも入っています。後者

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。\*お申し込みの際は、必ずお申し込み書をお読みください。

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739  
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階 http://www.bknk.or.jp/